

令和2年4月10日
かつらぎ町教育委員会

保護者の皆様へ

保護者の皆様には、去る3月2日からの臨時休業に際して、ご理解・ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、4月8日から学校を再開したところですが、県内の感染者数の増加に加え、近隣府県が緊急事態宣言の対象地域となるなど、依然として予断を許さない状況にあります。

また、近隣の紀の川市で感染者が複数名確認されるなど、本町においても、いつ感染者が確認されてもおかしくない状況にあります。加えて、和歌山県教育委員会から4月13日から4月19日まで、学校を臨時休業とするよう要請があり、4月20日以降は状況等を踏まえ、改めて判断する旨、通知があったところです。

これらのことから、対策本部会議において検討・協議の結果、県の要請は4月19日までの休業ですが、大阪府に隣接していることや近隣市の状況等、本町における感染リスクの高まりを重く受け止め、4月13日から4月26日まで、学校を臨時休業することを決定し、以下の通り対応してまいりますので、児童はもとより保護者の皆様にはまことにご迷惑・ご負担をおかけすることになりますが、何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、今後の感染状況等を踏まえて、休業期間等については変更することがあります。

記

1 学校の休業期間等について

- ・ 休業期間 4月13日（月）の午後から4月26日（日）まで
- ・ 登校日 4月13日（月）午前中のみ登校。給食は食わずに帰ります。
4月21日（火）午前中のみ登校。（詳細は学校に、ご確認ください。）

2 休業期間中（土日祝日は除く。）で、保護者の方がどうしても仕事を休めない場合等で、自宅等で一人で過ごすことができない児童については、学校において通常の授業時間内でお預かりしますので、学校にご相談ください。なお、昼食（弁当）については、各ご家庭でご持参くださるようお願いいたします。

また、お子さんをお預けになる場合は、検温状況並びに体調等を必ず学校にお伝えください。

3 スクールバスの運行について

普段スクールバスを利用されていて、臨時休業中に学校に児童を預ける場合で、スクールバスの利用を希望される方は、学校にご連絡ください。

- ・ 登校便については、通常の通学時間
- ・ 帰宅便については、通常時の第1便のみ
- ・ 利用希望がない場合は運休します。

4 休業期間中の児童へ対応

学校では、児童の健康状態や学習状況等の把握のため、ご家庭と連携を取りながら対応します。

5 休業期間中は、不要不急の外出は控えていただき、3つの条件（換気の悪い密閉空間・多くの人が密集・近距離での会話）を回避できない場所への出入りは行わないようお願いいたします。